令和2年度自殺防止対策事業公募要綱

1. 事業の目的

民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺防止対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にある。

自殺防止対策事業(以下「本事業」という。)は、自殺対策基本法(平成 18年法律第85号)において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共 団体の責務として位置付けられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組 む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うこと を目的とする。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、国や地方自治体が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」における相談体制の強化を図ることを目的として、民間団体が行う自殺防止等の電話相談の取組に国が財政的支援を行うため、以下のとおり募集を行うものとする。

2. 助成対象事業

(1) 実施主体

次の全ての要件を満たす団体であること。

- ア 心の健康問題や自殺防止等の相談対応に見識があり、夜間の時間帯において、電話相談体制の確保ができること。
- イ 原則として、公益法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を有すること。
- ウ 複数の都道府県にまたがり活動を実施していること。

(2) 事業内容

- ① 応募する事業に応じて、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ア 自殺防止対策に資する取組であること。
 - イ 創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な取組であること。
 - ウ 営利を目的としない事業であること。
 - エ 複数の都道府県にまたがり実施される事業であること、又は複数 の都道府県の住民を対象とした活動であること。

- オ 他の公共団体から助成を受けていない事業であること。
- カ 積算が合理的で、高い費用対効果が見込まれる事業であること。
- キ 以前に本事業による支援を受けたことのある事業と同様の事業に おいては、従前の事業の実施により明確な成果が認められるもので あること。
- ク 年内を目途に開催される本事業の中間報告会に出席すること。
- ケ 事業の実施に当たっては、国、地方自治体及び民間団体と連携を 図り対応すること。
- ② 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則と して採択しない。
 - ア 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託 する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部 分を占める事業。

イ 事業の大部分が設備整備、備品購入費等である事業。

(3) 実施期間

当該年度内に開始し、完了すること。

(4) 予定事業数

本事業における事業数は、応募内容に応じて決定する予定である。

3. 対象経費等

経費の補助については、別に定める交付要綱に基づいて行われるものである。なお、交付要綱における主な規定については以下のとおりである。

(1)補助基準額

相談事業の補助基準額は、提出された事業計画書及び評価委員会の意見も踏まえ、総合的に判断する予定としている。

(2) 交付額

毎年度予算の範囲内で財政支援を行うものであり、補助額は応募額を 下回ることがあるので留意すること。

(3) 対象経費

ア 対象経費については、令和2年4月1日又は採択の決定日のいずれか遅い日から令和3年3月末日までの間に支出された諸謝金、賃金、社会保険料、国内旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費とする。

なお、委託費を計上する場合は、事業計画書提出時に理由書を添

付すること。

イ 「2. 助成対象事業」(2) クの中間報告会への出席にかかる経 費(出席旅費等)は補助対象外とする。

詳細については別添2「対象経費について」を参照のこと。

4. 留意事項

事業内容、対象経費等については、以下の点に留意すること。

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 団体の管理運営経費については、経常的な性質を有する経費は対象 としないが、専ら対象事業を実施するために必要な部分に限り補助対 象とすることができる。
- (4) 経費については、社会通念上相応の単価を用いることとし、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これにより難い相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (5) 対象事業について他の機関からの財政支援を受ける場合にあっては、 本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (6) 採択決定後において、厚生労働省が指示する交付申請書や事業実績報告書等が期限内に提出されない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

5. 応募方法

原則として1団体1事業のみの応募とする。

ただし、複数の団体が合同にて事業を実施することができるものとし、 代表の団体が他の団体と委託契約を結び実施することも可とする。その場 合、団体間の役割や分担等について明確にすること。

(1)提出書類

ア 自殺防止対策事業計画書

様式1に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。

- 団体概要(様式2)
- 事業計画(様式3)
- · 所要額內訳書(様式4)

- 事業実施スケジュール表(様式5)
- ・ 過去の事業成果 (様式6)

※令和元年度までにこの自殺防止対策事業として採択を受けたことがある事業のみ作成

イ その他

定款(寄付行為)、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを 提出すること。任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、 相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。また、提出書類はア の書類も含め原則としてすべてA4用紙片面刷りによること。

(2) 提出先

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室(以下「厚生労働省」 という。)に、上記(1)のア及びイを令和2年12月4日17時(必着) までに提出すること。

6. 採択方法

(1) 決定方法

応募のあった事業については、厚生労働省に設置する本事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、原則として、書面による一次審査及びヒアリングによる二次審査を行い、採択事業を決定する。

(2) 評価委員会による審査

二次審査については、原則として、評価委員会が特に必要と認める場合に、応募者は、評価委員会において応募内容に関する説明を行うものとする。

評価委員会による審査は、以下の項目により評価する。その際、様式 6に記載された過去の事業成果についても考慮する。

- ① 新規性のある先駆的な取組であるか。もしくは、全国的な自殺対策の基盤となる取組であるか。
- ② 周到な準備の下、効果的に事業を遂行するための適切な実施体制が確保されているか。
- ③ 事業に要する経費に対して効果が高い事業であるか。

応募内容について、必要に応じ厚生労働省から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

(3)審査結果の通知

審査終了後、採択の可否及び基準額について通知を行う。

7. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請 書を厚生労働省に提出すること。

8. 事業実施報告

本事業の助成対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に所定の期日までに厚生労働省に提出すること。期待される成果が出ていない場合には、詳細な聞き取り調査等を行うので対応すること。

また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

9. 秘密の保持

本事業に携わる者(当該事業から離れた者も含む。)は、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

10. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 総務課 自殺対策推進室 自殺対策担当電子媒体送付先アドレス: taisaku-suisin@mhlw.go.jp

11. 本事業に係る照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

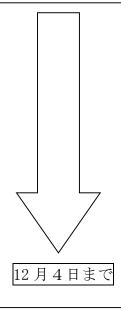
厚生労働省 社会・援護局 総務課 自殺対策推進室 自殺対策担当

TEL: 03-5253-1111 (内線2838)

FAX: 03-3593-2008

自殺防止対策事業の手続きの流れ

自殺防止対策を行う民間団体で、公益法人、社会福祉法人、NPO法人等

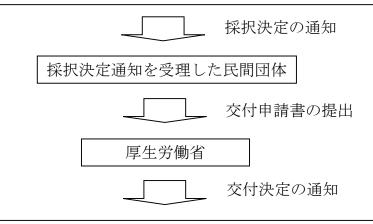


- (a) 自殺防止対策事業計画書 (様式1に以下を添付)
 - 団体概要 (様式2)
 - ·事業計画 (様式3)
 - · 所要額内訳書(様式4)
 - ・事業実施スケジュール表 (様式5)
 - ・過去の事業成果 (様式6) ※令和元年度までに本事業として採択を受けたことがある事業 のみ
- (b) その他
 - ・定款、事業報告書等の写し

厚生労働省

有識者で構成される評価委員会において採択事業及び基準額を決定

- ① 書面による審査(一次審査)
- ② ヒアリングによる審査 (二次審査:原則として一次審査を通過した団体の中で評価委員会が特に必要と求めた団体のみ)



交付の対象となった民間団体においては自殺防止対策に資する取組を実施



厚生労働大臣が定める日までに事業実績報告書を厚生労働省へ報告

厚生労働省

事業実績については、次年度に本事業を申請する場合において評価の対象となる

対象経費について

○諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費

(例) 講習会、研修会等の講師等の謝礼金、アンケート調査の謝礼品等。

○賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭(従前よりボランティア等として参加していた者に対する賃金として支払うことはできない。)

(例) 研修会等開催における設営準備や電話相談等に係る人件費

○国内旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(例) 講習会、研修会の開催において発生する講師等の旅費

○備品費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。応募した事業に用いるもので、事業計画書提出時に別途理由書(任意様式)を記載し認められた場合に限る。パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いものは原則として対象としない。また、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

○消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、事業用燃料代、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価

(例) コピー用紙・筆記用具、ガソリン代、材料費等

○印刷製本費

事業の実施に必要な各種文書、報告書、その他資料等の印刷代及び製本 代

(例) 研修会等のポスター・チラシ、教材、活動記録など をまとめた成果物

○光熱水料

電話相談等を実施するに当たり事務所等の借り上げを実施する場合に限

り、事務所等の設置に伴い発生する光熱水料を補助対象とする。 なお、法人の運営に係る事務所等の設置等に伴い発生する光熱水料は、 補助対象外となる。

○借料及び損料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料等、専ら申請 した事業におけるサービスの提供に供する場合で、サービスの提供に必要 な最小限の期間に限る。単に事務を行う場所の家賃は対象とならない。

(例)研修等に使用する会場料、活動上一時的に使用する車両のレンタル 代やその駐車料金

○会議費

研修会や打ち合わせ等における講師等の飲料等

○通信運搬費

事業実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料

○雑役務費

事業実施に必要な、新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用、銀行振 込手数料等

○委託費

事業の一部を外部の団体等に委託する際に支払う費用。

ただし、事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わずに外部委託することは認められない。

※なお、団体の経常的な管理運営経費については対象としない。